

監視社会化の背後にあるもの

小 川 賢 治

はじめに

本稿では監視社会または監視社会化について考察を加える。ただし、「監視社会化」という言葉は、もう少し正確に表現する必要がある。「監視社会化」とは、決して「監視機器の高機能化（「進化」とは呼ばないことにする）」だけではなく、それを使おうとする「国家権力の監視意思」の存在の問題である。

この意味で、後に見る橋爪大三郎の監視社会認識は不十分であると言える。彼は監視機器が高機能化すれば必然的に監視社会化が進行すると考えているからである。そうではなくて、高機能化した監視用機器をいかなるものと認識・評価し、それをどのように使うか（あるいは使わないか）という点が重要である。

以下、まず、現在の監視機器の高機能化を概観する。その後、社会の監視化に関して、それをどのように考えるかについての二つの異なる考え方を整理して、両者の違いを考え、さらに、その違いの原因をさかのぼって探る。そして、監視社会の、表面ではなく、奥底に潜んでいる社会の特性、奥底にあって現象面の監視社会化の原因となっている要因について考える。

第1節 監視社会化の進行

本節では、監視社会化の進行具合を把握するために、監視機器の高機能化について概観する。監視カメラ、携帯電話、ICカード、住民基本台帳

ネットワーク、納税者番号制、アート風オブジェ、について順に見ていく。

1. 監視カメラ

監視カメラは現在、世の中のあらゆる所に遍在している。しかも、高性能化が進み、画質はますます鮮明になっている。デジタル撮影なので画像の編集・加工が容易にできるようになっていている(平田：36-58、166)(五十嵐：32-36)。

顔認証システムも高度に発達している。監視カメラが街角にあふれても、人びとが気楽にその前を歩けているのは、「写されたって、どこの誰と特定されるわけじゃなし」という安心感のせいかもしれないが、現在の顔認証システムが使われたら、その気楽さはいっぺんに消し飛んでしまう(平田：51)。顔認識システムを、財務省関税局が成田空港と関西空港に設置した(2002年12月30日、朝日新聞西部本社版)。これは、密輸捜査のためということになっているが、監視は単に防犯ではなく治安のために使われる側面があり、国家当局の真の狙いはそちらにあるとも言える(斎藤：58)。

顔認識システムは、2012年には次のような状況にある(朝日新聞デジタル版、2012年8月6日版。「出入国審査スムーズに 顔認証の実証実験始まる」という見出しの記事)。

「日本人が出入国する際の審査をスムーズにするため、法務省は6日から、成田、羽田両空港の出入国審査場で顔認証の技術を導入した新たな自動化ゲートの実証実験を始めた。IC旅券に搭載されている顔写真の情報をゲートの機械に読み取らせ、同時にその場で撮影した顔写真を照合する。現在導入されている自動化ゲートは、事前に指紋の登録が必要だが、顔認証のゲートが登場すると事前登録が不要となる。法務省は、顔認証と指紋認証を組み合わせた方法などの実証実験も9月まで行い、導入の可否を検討する。」その後、現実化されるかどうかは、まだ決まっていないようである。

アメリカの空港にはCAPPsが登場する。CAPPsとは、Computer

監視社会化の背後にあるもの

Assisted Passenger Prescreening System の略であり、コンピューターを利用して乗客を事前にチェックするシステムである。アメリカでは、9・11以降、テロ対策と称して治安当局の恣意的な運用が横行しているが、このシステムは、市民の複数のデータベースから個人情報を読み取り、出入国者の情報を得るものであり、さらに、危険性をランク付けすることもできる。旅客機への搭乗を企てるテロリストを識別することが目的とされるが、他の国家組織もこの情報を検索できると言われている。他の国家組織としては、FBI、全米犯罪情報センター、国務省データベース、国税局、社会保険庁、自動車登録局、個人信用情報蓄積機関、銀行、などが含まれる。

業界団体の社団法人日本自動認識システム協会(東京)などによると、顔認証システムは概ね次の三つのステップを踏む。①風景の中から人間の顔を見つける「顔検出」、②目・口などの位置や形を確認する「顔特徴点検出」、③見つけた特徴点を顔データベースに照会する「マッチング」の三段階である。①は、デジタルカメラの、ファインダー内の人の顔に自動的に焦点を合わせる機能に応用されている(平田：52-58)。この機能をもったカメラを2006年5月に、日本財團が助成する財団法人運輸政策研究機構が東京メトロ霞ヶ関駅構内でテストしたところ、あらかじめ顔データベースに顔を登録しておいた人の顔を、通行の頻度が5秒に1人ぐらいの場合なら、75%から80%の確率で当人の確認に成功したという。

法務省入国管理局は2007年11月以降、来日する外国人全員に両手人差し指の指紋と顔写真の提供を義務づけた。それらをデータベースに登録しておいて、空港などの入国審査所に設置したデジタルカメラの映像とマッチングしている。このことは同時多発テロ以降、合理性のあることと一般に思われており、実際に、テロの危険がないと思われている日本国民に対してはおこなわれていない。しかし、上に紹介した駅における通行人の顔認識実験は、それと同じことを日本人に対しておこなっているのである。

東京都は2010年1月に策定した『10年後の東京』への実行プログラム

2010」という計画書の中で、「三次元顔形状データベース自動照合システム」の導入を宣言した。それは、「三次元化した画像から抽出したさまざまな角度のデータを警視庁のサーバに登録し、そのデータと防犯カメラから送信された画像との自動照合により、テロリストや指名手配犯等の早期検挙を可能にする」(同計画書)装置である。スピルバーグが映画『マイノリティ・リポート』(2002年、原作フィリップ・K・ディック)で描き出した世界が、21世紀の東京で出現しようとしているのだと言える。実際には、システムをつながなくとも、人びとにそんな疑心暗鬼を抱かせるだけで効果があると、治安を維持したい側は考えるだろう(平田：58)。

監視カメラの機能の高度化は「プライヴァシー配慮型カメラ」などというものを登場させている(平田：166)。JR川崎駅前の仲見世通り商店街には最新型の監視カメラが付けられている。それは、普段は作動しておらず、次の場合にのみカメラが特殊なセンサーで感知して撮影を始めるというものである。それは、①人が不自然に集まってきた、②倒れるなどした人が動かなくなった、③進入禁止場所にクルマが入ってきた、④大声がする、⑤異臭や煙を感じた、という場合で、それらの状況を自動的に判断して初めて、警察署に画像を送信するのである。また、民家のベランダなどが映り込んだら自動的にマスクがかかる設定にもなっている。これは警察庁の公表資料によると、「プライヴァシーに関する国民の不安を払拭する機能」である。

(注：監視カメラの防犯可能性)

コンビニや商店街では防犯ビデオを設置して防犯拠点にしている所がある。しかし、コンビニが24時間営業できるのは、治安が良い証拠である(平田：36)。これと比較して外国、たとえばフランスでは、日本のコンビニに当たる24時間営業の店は、夜間は入り口を閉めてしまって、小さい窓口を通して客から注文を聞き、商品を渡して、代金を受け取ることをおこなっている所がある。これは治安が良くない証拠であるが、日本では今も

そのようなものは目にしない。

監視カメラが有効であると多くの人びとに思わせたのは、2003年7月の、長崎での中1生による男児殺害事件であった。この事件では、商店街のアーケードの防犯ビデオが容疑中学生逮捕の手がかりになった(平田：32)。しかし、事態を正確に表現すれば、監視カメラは犯罪防止には役立たない。上の長崎の事件の場合、犯人は捕まったが、決して犯罪を事前に防止することはできなかつたのである。

防犯(監視)カメラ(ビデオ)は、犯罪を「防ぐ」ことはほとんどの場合できない。監視カメラにできることは、カメラやビデオに映っていた人物が、捜査・調査の結果、容疑者であることが確認できた時に、彼または彼女を捕らえることができるだけであつて、それは犯行がおこなわれた後のことである。すでに犯行はおこなわれた後であり、決して、犯罪を「防ぐ」ことはできていない。もし犯罪を未然に防ぐことが可能であるとすれば、それは、特定の個人が犯罪をおかそうとしているという情報を捜査当局が持っている場合に、その人物が防犯カメラに映った時、彼が犯罪を実行する前に逮捕に向かう、という場合だけである。

犯罪は差別や貧困が、テロは経済的支配を含む侵略が発端となる場合が多い(斎藤：270)。よって、監視(防犯)カメラは、犯人を捕らえることができる場合があるとしても、犯罪そのものを防ぐことはできず、それゆえ、「防犯」カメラと呼ぶことはできない。

(監視カメラ規制立法)

監視カメラに関しては、プライヴァシー侵害の可能性が常に指摘されるので、上に見たプライヴァシー配慮型カメラのように、行政側も何かしら対応をしようとしている(石村：237-240)。

プライヴァシーの問題を考える際の基本は、最高裁の1969年12月24日の判決である。その判決では、「何人も、その承諾なしに、みだりにその容ぼう・姿態を撮影されない自由を有する。」と述べていて、これに従うな

らば、監視カメラやビデオによる撮影は違法であるとも解釈できるが、行政や警察は必ずしもそうは認識しておらず、監視カメラやビデオの使用は増える一方である。

イギリスでは、すでに1984年に、警察が利用する監視活動用装置一般（監視カメラを含む）について、内務省ガイドラインが作られている。その後、1998年には議会で、委員会が検討して報告書を発表している。以下、その内容である（石村：240）。

- ・イギリスでは監視カメラが幅広く利用されており、膨大な公的資金が使われている。年間経費は300億円から600億円に上る。
- ・監視カメラは犯罪の減少につながっているのか、それとも、犯罪を監視地域以外に移動させているだけなのか、定かではない。
- ・費用対効果の検討が必要である。
- ・監視カメラの効果を論じるには、どのような犯罪がどれだけ減ったのかについての証拠が必要である。

これを受けた2000年からは次のような取組がなされている（国立国会図書館のまとめによる（<http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/283520>））。

- ・有線監視カメラ取扱規程を公表し、すべての監視カメラのユーザーに対し、その管理とデータ利用について最低限のスタンダードを遵守するように求めた。
- ・監視カメラシステムを所有する場合には、データの統括者を任命しなければならないとした。届出はデータ保護コミッショナー事務局へ行う。データ統括者は法令や規程の遵守を点検する管理者を任命することができる。管理者は、データ統括者の指揮命令に従わないで映像を保存ないしは開示した場合には、刑事制裁の対象となる。
- ・市民は自らが映像に収まっていると思われるいかなる監視カメラのデータについても、所有する者に対し理由の提示なしに開示を求める権利を行使できる。

(個人情報保護法)

同様に日本でも、1999年には個人情報保護法が国会で成立した(斎藤：82-93)。個人情報保護法の内容は、個人情報取扱事業者に、利用目的を本人に通知または公表することを求め、開示を求められた時は開示する義務を課している。しかし、国や地方公共団体は規制の対象から外されており、権力による情報規制を可能にする恐れを残している。報道機関(放送、新聞、通信その他の機関)も適用除外だが、中小規模の雑誌・出版メディアや個人ジャーナリストは規制を適用される余地がある。よって、これらの中小メディア・ジャーナリストによる政治家の汚職・スキャンダルのスクープ記事は犯罪とされる可能性が残る。営利目的でない個人やNPOの活動も規制の対象となる。(なお、この法律が成立した同じ国会で次の法律も成立している。それは、通信傍受法、改正住民基本台帳法、周辺事態法、国旗・国歌法である。このことは、きわめて大きな意味を持っている。)

2. 携帯電話

身近に普及している携帯電話も十分に監視機能を果たしている(平田：12-15)。携帯電話は、微弱電波を発することによって位置情報を得ることができる。2009年夏、覚醒剤取締法違反の容疑があった女優、酒井法子が、失踪中に、携帯電波の発する電波を取られ(その後、本人が警察署に出頭した)ことで、このことが人びとに広く知られるようになった。この機能は、認知症の高齢者に携帯電話を持たせておくことによって、行方不明になった時に居場所を知ることができるというメリットがある。また、幼児・児童の場合も、携帯電話を持たせる年齢になっておれば、同様のメリットがあり、その目的のために自分の子どもに携帯電話を持たせる親もいる。

このような位置特定機能はメリットになるが、他方で、プライバシー侵害に関わる問題点もある。携帯電話からの微弱電波は、家族や恋人からの暴力から逃れてきた人の居場所を突き止めさせてしまうので、被害者をかくまうシェルターでは、彼女たちに携帯電話の電源を切らさせている。

上で紹介した酒井法子の場合、問題なのは、裁判所から逮捕状が出ていたわけではなかったにもかかわらず、警察から照会を受けた携帯電話会社が情報を提供したことであった。携帯電話会社が警察に個人の位置情報を提供することが合法なのか否かについては、「電気通信事業等における個人情報の取り扱いについて」という文書の末尾に次の記述がある。「通信履歴、通話履歴、発信者情報等の通信の秘密に関わる情報については、電気通信事業法第四条その他の関連規定およびガイドラインに従い、適切に取扱います。」ここに出てくる「電気通信事業法第四条」とは、「電気通信事業者の取扱中に係る通信の秘密は、侵してはならない」というものであるが、警察は携帯電話が発する微弱電波を「通信の秘密」とは思っていないようだ。

また、携帯電話の位置情報機能を可能にさせている GPS は便利なものとして広く使われているが、これは、NTT の基地局と携帯電話があれば成り立つものではなく、アメリカの軍事衛星が絶対に必要であり、その意味で、アメリカの世界軍事戦略に組み込まれていると言える(斎藤：102)。

3. IC カード

電子マネーなどの IC カードも非常に広く普及している。しかし、このカードは危険性をも持っている(平田：38、98-107)。JR 東日本の Suica や株式会社パスモの PASMO などの IC(集積回路)カードは、極小の LSI(大規模集積回路)チップが埋め込まれており、れっきとしたコンピューターである。利用者はカードを手に入れる際、名前や性別、生年月日、電話番号などの個人情報を登録させられる(スイカ、パスモには無記名式カードもある)。そして、このカードには 1 枚ずつ固有のコードがついている。

カードはパーソナルコンピューターであると同時に、ネットワークの端末機でもあり、カードを読み取り機にかざすたびにつまり、改札を通ったり買い物をしたりするたびに、個人(と一体化したコード)は機械に認証される。駅名(店名)、日時(分単位)、値段、商品名、個数、合計額、差引残高とい

監視社会化の背後にあるもの

ったデータが、カード発行事業者が構えるサーバーに蓄積される。個人のことを記録したデジタルデータは、単に時々の決済に使われるだけではなく、どの乗客がどこで乗り、どこで降りたかの情報を、時間別・性別・年齢別につかむことができる。また、特定の誰が、何月何日何時何分にどの店で何をいくつ買ったか、というような行動まで遡ることすらできる。

スイカ、パスモの他、イコカ、エディ、など、8種類のプリペイドカード式電子マネーは、2009年3月までに累計1億503万枚が発行されており、これらの電子マネーで決済された金額は、2008年度の一年だけで、8172億円に上る。決済回数は、実に11億1600万件を数えたという（日本銀行決済機構局『最近の電子マネーの動向について（2008年度）』）。

自動販売機でたばこを購入する時に必要なtaspoは、「成人識別たばこ自動販売機専用ICカード」である。このカードも、客が自動販売機の読み取り部にかざすたびに、データセンターに情報を無線送信し、センターでは客が登録時に登録した情報と照らし合わせて、そのカードが有効かどうかをチェックし、可否を自動販売機に返信する、という処理が瞬時におこなわれている。それとともに、この客が今までに買ったたばこの情報（日時、種類、数）を蓄積している。それを集約すると、その客が肺がんにかかるリスクも計算されうる。

経済産業省は、かつてICカードの搭載情報モデルとして次のものを挙げた。住民基本台帳、被保険者証、身分証明書、印鑑登録証明書、公的施設利用者証、公的年金カード、鉄道定期券、キャッシュカード、クレジットカード、診察券、納税者番号、などである。それゆえ、このカードの情報を知ることができれば、収入、税額、購入品、病歴、など、個人のプライバシーが丸裸になる（斎藤：109-112）。

このカードはまた、民間企業にとって大いに魅力がある。顧客の趣味や嗜好、可処分所得、消費傾向などを知ることができるので、マーケティング欲求を大いに刺激する。

現在、本人確認の場面がますます増えているが、それが増えれば増える

ほど、人びとの行動の統一的把握が可能になる。オフィスビル入館、コンピュータ・アクセス、クレジットカード利用などのデータが、もし結合できたら、本人の人物を再構成できる(小倉：24)。また、政府などが、勝手に個人の人物像を作り上げて、テロリスト指定にするかもしれない。同姓同名の人物がいる場合には、間違われてテロリストに指定されてしまう可能性がある。

4. 住民基本台帳ネットワーク

監視に関するもう一点、住民基本台帳ネットワークと、その進化形と言える納税者番号制について次に触れる(平田：178-186)。住民基本台帳(住基)のカード・システムを司る総務省によれば、住基カードの導入の一番の売り文句は、「行政機関等への手続きを、ご自宅やオフィスのパソコンから行うことができ、窓口に行く必要がなくなります」(総務省ウェブサイト)というものである。

しかし、この住基カード・システムは、プライバシー侵害の問題がある。住基カードの本来の搭載情報は、個人の氏名、性別、生年月日、住所の4情報にすぎないが、自治体において他の情報を追加することができる。他の情報としては、たとえば、図書館の図書貸出予約、文化・スポーツ施設等の利用予約、粗大ごみ収集の申込、などを総務省は挙げている。そのほかには、犬の登録申請・死亡届、などというものもある。以上は住民向けだが、事業所向けには、地方税申告手続、入札参加資格審査申請、道路占用許可申請、食品営業関係の届出、など多数あり、それらの情報が結合されると、個人も業者も、プライバシーが侵害される危険が生じる。

住基カードはあまり普及しておらず、2012年3月現在の発行枚数は655万6036枚で、これは住民基本台帳人口の5.1%にすぎないが、広く普及したら、他方で、個人情報の蓄積と漏洩が巨大な問題になりうる。

情報漏洩に関しては訴訟も起こされている。北海道在住の15人が2004年3月31日に、システムを司る国や都道府県、データベース管理の実務を担

う財団法人地方自治情報センターの憲法違反を訴えた裁判であり、原告15人全員の住民情報を住基ネットのデータベースから削除することを求めている。自分たちの個人情報が住基ネットによって収集・管理・利用され、憲法第13条が保障するプライバシー権(自己情報コントロール権)、氏名権、公権力によって包括的に管理されない自由、地方自治権といった人権が侵害されている、というのがその理由である。しかし、2008年7月10日の札幌地裁の一審判決は請求を棄却した。「個人の人格的自律に著しい脅威となるようなデータマッチングが現実的に行われる具体的な危険」(判決文要旨)がない限り違憲性はない、と判じたのである。

5. 納税者番号制

住基ネットを論じることは、ある意味で時代遅れとなっている。もっと包括的な納税者番号制度の導入が現実味を帯びているからである(平田：211)。納税者番号制度の基本的な仕組みはこうである。納税者や被保険者は、全員がそれぞれ固有の番号を与えられる。そして、給料や年金をもらったり売買代金を受け取ったりするたびに、取引相手(支払者や金融機関など)に自分の番号を知らせなければならない。申告書への番号記載も義務づけられる。このようにすると徴税当局は番号を使って名寄せをすることができることになる。

納税者番号制のような国民総背番号制は、自民党政権の時代に何度か構想されたが、当時の野党の反対が根強く、成立に至らなかった。ところが、民主党が政権に就いて国民総背番号制を推進する側になると、それに反対する大きな勢力がなくなってしまったのである。2010年2月8日、内閣府は「社会保障・税に関わる番号制度に関する検討会」(会長=菅直人・副総理兼財務相=当時)をスタートさせた。税金や保険料金の徴収システムを一新するため、国家が国民一人ひとりに識別番号を振るものである。

民主党内閣は、2011年6月30日に「社会保障・税番号大綱」を決定し、今後の方針として2014年6月に国民への番号割り当てを行い、2015年1月

には利用を開始したいとしている。国民に割り当てる番号を「マイナンバー」と名付け、この制度をマイナンバー制と称することになっているが、2012年末に政権が変わったことにより、先行きは必ずしもはっきりしない。

6. アート風オブジェ

社会の監視化の深化を象徴するものとして、一見したところでは監視社会化と関係があるとは思われないアート風オブジェがある(五十嵐：68-72)。駅の通路などの壁際にオブジェが置かれることがある。それは普通、通路の殺風景さを和らげようとして置かれたものだと言われるが、真の狙いは、そこでホームレスの人たちが寝泊まりしにくくさせることだという指摘がある。それが真の狙いであるかいなかは確かではないが、結果として、ホームレスの人たちをそこから追い出していることは事実である。街を美しく整備することが、結果として一部の人たちを排除することに繋がりうる。

(補注)

近代社会の監視社会モデルはどのような変遷を辿ってきたのか、小倉の整理による D・ライアンの図式を引用しつつ、見ておく(小倉：18-25)。

デイヴィッド・ライアンによる近代社会の監視モデルの分類として、1. ベンサムのパノプティコン型、2. オーウェルのビッグブラザー型、3. ドゥルーズ＝ガタリのいうリゾーム(地下茎)型、が挙げられている。

パノプティコン型とは、かつての刑務所に取り入れられていた形式で、円形の建物の内部を扇の面の形に区切って、それを受刑者の独房とし、建物の中心部には看守がいて、看守からは受刑者の全員を見る(panopticon = pan(汎)opticon(見る))ことができるようとした形式である。看守からは全ての受刑者を見ることができるが、受刑者からは、独房の窓の位置などの関係から、看守を見ることはできない。

ビッグブラザー型とは、オーウェルの小説『1984』に描かれた未来社会

監視社会化の背後にあるもの

で、そこでは、世の中のあらゆる場所に、国民には見えない形で監視カメラが設置されていて、この社会の支配者(これが「ビッグ・ブラザー」)は、彼の居室にあるモニターによって、全ての国民の行動の一挙手一投足を知ることができる、というものである。パノプティコン型に比べて、ビッグ・ブラザー型は、人びとの行動の自由を直接束縛しない。その代わり、逸脱行動をチェックし、人びとの自由な意思による服従を前提する。

リゾーム型は、植物の地下茎のように、広範なネットワークが形成されていて、それによって監視がおこなわれる状態を指している。この型の監視では、監視の対象は生身の人間ではなく、名前などのデータである。それが、データベースで相互に参照されながら、生身の人間の行動を追跡・監視する。この型の監視は、クレジットカード利用の際などに発生する。その際、重要なのは、生身の人間ではなく、個人情報と信用情報である。

ここに言われるよう、監視は現在では、生身の体よりもデータを対象とするようになってきた。しかし、時代はさらに急速に進んでおり、監視社会は、再び「身体」自体を監視対象としつつある。クレジットカードやパスポートなどは他人の成りすましが可能であるため、それを克服すべく、生体情報によって識別するバイオメトリックス技術が拡大してきた。

かつての監視社会のイメージは、独裁国家の強権的な自由剥奪である。歴史をたどれば、ナチスのゲシュタポ(秘密国家警察)、ソ連のKGB(国家保安委員会)、日本の特高(特別高等警察)がそれである(小倉：25)。しかし、現代の監視社会は、データや、また生体情報を利用する監視であるので、民主主義国家また福祉国家において、人びとに恐怖を感じさせずに監視することが可能となっている。「自由」の尊重が語られても、「民主主義」が強調されても、それらのことは監視社会化を抑止できない。そして、そのうちに、気がついた時には「自由」も「民主主義」も失われている可能性がある。

監視社会に適合的な価値観も変化する(五十嵐：60)。近代の規律訓練型権力(と、それに基づく監視)は、価値観の共有を基礎原理にしているが、ボ

ストモダン社会の環境管理型(の監視)は、多様な価値観の共存を認めている。多様な価値観・相違を認めたで、個人を識別してコントロールするのである。これは人間に限らず、食肉などの追跡もそれと同じである。

第2節 監視社会化に関する二つの見方

監視社会化に関しては、それをどのように認識・受容するかについて、大きく二つの考え方がある。一つは、社会に危険が増えているので監視を強めることが必要だ、という考え方で、他方は、社会の監視化は個人のプライバシーを侵害するなど問題が大きいので反対だという立場である。両者には大きな差があり、相互に歩み寄ることは困難に思える。

本節では、その二つの考え方を整理し、それぞれの特質を明らかにする。検討の材料としては、朝日新聞2003年8月29日の記事、「対論 監視する社会」を取り上げる。ここでは橋爪大三郎と小倉利丸が対論している。橋爪が監視社会化賛成、小倉が反対の立場である。以下、その記事から抜粋し、それに基づいて考察を加える(両者の意見の対立は縮まらないが、それを克服することは、問題に対する視点を変えて、より大きな問題として捉えなおすことによって可能になりうると思われる)。

以下、二人の見解を紹介する。まず、長崎での幼児殺害事件で監視カメラの存在があらためて注目された、との対談進行役の記者が話題を向したことに対して、二人はそれぞれ次のように考えを述べている(長崎での幼児殺害事件とは、上にも述べたが、2003年7月に長崎で、幼児が殺害され、その後、監視カメラに映っていた中学生が犯人として逮捕された事件である)。

小倉：(小倉の勤務先の大学の建物にも監視カメラがついていることを踏まえて)「監視カメラは、学生や地域の人が犯罪を起こす可能性があると疑う視線の象徴だ。」「国会の監視カメラも、政治家や請願などで訪れる市民への疑いの視線を象徴している。」

橋爪：「現実の社会には、様々な危険がある。人々の安心を確保する手

段が必要だ。…監視カメラはそのために必要な手段だろう。」

橋爪は、社会が危険であるという認識から出発する。そして、その危険に対して安心を確保するために監視カメラが必要だと論じている。しかし、監視カメラがあれば、どのようにして安心が確保されるのか、その因果関係を明確にはしない。他方、小倉は、監視カメラは人々が犯罪をおかすと疑うことを前提としていると論じている。が、その、性悪説的な前提が正しいのか正しくないのかは、明確には言えない。よって、橋爪のような性悪説的な立場の者とは、結局は議論にならない。

上記のことを少し違う観点から述べると、次のような言い方ができる。危険に対する不安があるので監視カメラが必要だと考えるのか、監視カメラがあるから不安が生み出されると考えるのか、という点である。この、どちらが原因で、どちらが結果かという点についても、どちらかが正しくて、他方は誤っている、と言うことは難しいが、二人は次のように述べる。

橋爪：「社会に広がる不安には十分根拠がある。不安がまずあり、監視カメラが求められるという順番だ。」

小倉：「不安感情はメディアや警察によって促され、安易に安心を得る手段として監視カメラを置くことになる。が、不安心理は監視カメラの設置によってますます刺激され、解決はされない。」「ITの発達(監視カメラ、生体認証)・・・それでも不安は一向に解消しないし、安全にも寄与しない。」

監視カメラがあることの原因は犯罪などへの不安である。その不安はどこから来るのかと、さらに原因を遡ると、犯罪を生み出しやすい社会の状況に辿り着く。橋爪は「不安には十分な根拠がある」と言うが、その根拠に遡ろうとしない。対して小倉は、監視カメラが不安を醸成するという逆の因果サイクルを指摘しており、ここでも両者の議論は噛みあわない。

次いで、記者からの、社会の安全と個人の自由との間に折り合いをつけることは可能か、という問い合わせに対して。

橋爪：「これは論理的に解決のつく問題ではない。自由と安全の間のど

こかで妥協するしかない。」

小倉：「監視社会は一方的にルールを押しつける。人々の権利は一般に制限される方向に向かう。こうなると現実には監視カメラを設置する選択しか残されない。自由と安全の間でうまい中間的な落としどころを決めるることはできない。」

橋爪のように抽象論に逃げ込むのではなく、小倉のように現実的に認識することがより正しいと思われる。

橋爪は、論理的に解決のつく問題ではないと述べているが、観点を変えることによって、それは可能になる。監視カメラについて論じる時、単に監視そのものではなく、背景にある社会的要因に目を向けることによって、それは可能になりうる。

橋爪は社会に危険が高まるので監視が必要だという議論をしていたが、その橋爪も単に単純にそう考えているわけではない。

「監視」への関心は、9・11テロ以降、世界的に高まっているという点に関して、

小倉：「テロリストを識別するために、合法に入国する人々全体を監視し、・・・」

橋爪：「テロリストは一般社会に溶け込んでいる。テロを事前に抑止するには準備行為の段階で予防検査的に対処するしかない。」と述べた後、「実際のテロリストよりはるかに多くの人々の個人情報を集積する必要があり、・・・彼ら（テロリストでない人々）も監視される憂うつと悪用される不安の状態に常時置かれることになる。これは許されるのか。また、その効果に見合うだけのコストと言えるのか。・・・今後、市民社会全体として議論し判断していくしかない。」

ここでは橋爪も、テロリストと関わりのない人々を監視カメラで撮り、情報を収集することの問題点に気づいており、議論が必要だと述べている。

なお、個人の反・非社会的行為に対して、いかにそれを抑制するかについて、時代の変化があると橋爪は言う。

監視社会化の背後にあるもの

橋爪：「古い日本家屋には個室が少なかった。屋内で犯罪が起きそうになれば第三者が踏み込めた。カメラはなくても人間が相互に監視した。個人に自由はないが、代わりに安全があった。こうした古い共同体的相互監視に代わるシステムとして、いま監視カメラが求められている。・・・そういう背景抜きに監視カメラをなくしてみようというのは、順序として適切でない。」

昔であっても第三者が自由に踏み込めたなどということはなかったであろうが、その点以外に関しては次のように言えよう。橋爪は、かつては人間が相互に監視(より適切な言葉があるのではないか)していたが、今ではそれがおこなわれなくなったので、その代わりを監視カメラにさせる、と述べるが、そのような単純な立論はできない。すなわち、以前あった人間相互の監視は、家族などの身近な者による監視(と言うより、見守り)であったが、現在の監視カメラによる監視はそれとは異なり、最終的に捜査当局につながるものである。言い換えれば、前者は道徳の領域の話であり、後者は犯罪の領域の問題であり、全く異なっている。よって、両者を同じレベルで移行してきたものと見なすことはできず、橋爪のように監視カメラの増殖を正当化することはできない。

第3節 監視社会化の背後にあるもの

前節において、監視社会化について考えるためには、その背後にある、もっと大きな問題に目を向ける必要があると述べた。もっと大きな問題とは、民主主義と市場経済(資本主義)である。また、日本社会の来歴、その特質も関係がある。

1. 民主主義

民主主義と監視社会化に関しては、政権担当者と主権者の関係について考えることができる。すなわち、政権担当者が主権者国民を、単に支配の

対象と見なしている場合には、当然のように、国民を管理・監視の対象とも見なし、監視社会化が強まる。民主主義は、原理的には、主権者が政権担当者に政治的権利の行使を仮託しているに過ぎないのであるが、現実には、一旦権力を握った政治家は、元来は主権者である国民を単に支配の対象として扱い、そのことから必然的に監視もおこなわれる。

民主主義と監視社会化の関係について、上に紹介した小倉はその対談で、直接的には住民基本台帳ネットワークに関して次のように述べている。

小倉：「(住基ネットは)民主主義に基づく政治制度を根本から覆す新しい権力の仕組みになる危険がある。問題は二つある。一つは、近代社会の自由を支えてきた匿名性の崩壊だ。・・・第二は、情報処理の高度化は民主主義を脅かすだろうということ。人々が議論する速度が情報処理のスピードに追いつけなくなった。民主主義の手続きに必要な議論の時間が無駄に感じられるようになっている。」

このような認識と比較すると、民主主義との関係に目を向けず、住基ネットの必要性を単に抽象的な観点から述べる橋爪は、考察が浅いと言わざるを得ない。

橋爪：「住基ネットは必然的に採用されるべき技術だった。個人に番号を与え個人情報を一元的に管理する技術は、効率化が要請される21世紀の行政サービスに不可欠。悪用への懸念はわかるが、対策はある。匿名性確保のため、個人に対する機械の識別能力を抑制することだ。集積した個人情報のうち、どの部分を使わないことにするかを決め、法的に規制すべきだ。民主主義への影響は直接はない。・・・コンピューターは単に情報処理をしているだけで、議論しているわけではない。」

橋爪はこう述べるが、コンピューターなどの機械は人間が使うために存在するものであるので、それをどのように使うかが問題である。特に権力を持った者がそれを如何に使おうとするのかを見逃してはならない。橋爪は上で、「集積した個人情報のうち、どの部分を使わないことにするかを

監視社会化の背後にあるもの

決め、法的に規制すべきだ。」と述べていたが、法の整備だけで権力者の横暴を抑制することはできない。

民主主義との関わりから監視社会化を考えるならば、監視(防犯)カメラの増加は、単に国民のために犯罪を減らそうとしているのではなく、政権担当者にとって政権の安定性に悪影響を及ぼしうる反政府的行動を抑圧しようとするものもあると言える。また、管理社会の一つの典型である納税者番号制(国民総背番号化)は、単に徴税等の便利のためではなく、国民の間に政権に批判的な者がいることを推測させる情報を与えるという意味をも持つ。その個人の犯罪歴や思想傾向を知ることが可能となるからである。

ところで、監視社会と言えばすぐに思い浮かぶのは、上にも述べた、かつての独裁国家の強権的な自由剥奪である。歴史をたどれば、ナチスのゲシュタポ(秘密国家警察)、ソ連のKGB(国家保安委員会)、日本の特高(特別高等警察)がそれである。これらを見ることによって、監視は民主主義の抑圧と親和的であることがわかる。

情報管理のあり方も監視社会化と関係が深い。民主主義を実行していくためには情報の共有、そのための公開が必要である。しかしながら、民主主義体制の下においても、権力を手にした政治家や官僚は自らが手に入れた情報を独占しようとする。民主主義においては、政治家や官僚はあくまで、主権者である国民から委託を受けて政権やその事務を担っているに過ぎないのであり、彼らが手にした情報も本来国民全員のものである。よって、先に引用した小倉利丸の指摘にあるように、情報処理が高度化するとしても、そのことによって、民主主義における情報のあり方が変わってはならないのである。

監視社会と民主主義の関わりに関しては、プライバシー侵害の不平等という問題も存在する(小倉：36-42)。監視社会においてはプライバシーの侵害は常に起こりうるが、その対象は、平等でなく、人種・政治的イデオロギーなどによって選別されている。ヨーロッパ諸国の中では、入国

審査において、アラブ系の人びとは徹底的に身体検査を受けるが、日本人はそのような扱いをされることはない。テロリストの判定には、政治的・イデオロギー的な判断が入り込み、合理的な基準はない。たとえば、日本政府は、1950年代から続いてきたアメリカによる中南米左翼国家の転覆をテロ行為とは見なさず、また、オサマ・ビンラディン暗殺を指示したブッシュ大統領をテロリストと見なさない。しかし、北朝鮮については、これをテロリスト国家と見なしているのである。

(補注：社会ダーウィニズム)

監視社会化の進行には社会ダーウィニズムの浸透が関わっていると言える(斎藤：21-23, 244)。社会ダーウィニズムは、適者生存を意味するがゆえに、人種差別(劣った人種は差別されて当然だという認識)、奴隸制度、労働者の搾取の正当化(従って、監視)、をも当然のこととしておこなう。ナチスドイツはこの概念を障害者の安楽死政策やユダヤ人虐殺の根拠としており、この概念はナチスドイツとの関わりが強かったゆえに、第二次大戦後は否定されていたにもかかわらず、現在勢力を強めつつある。現在その思想を呼び覚ましているのは「新自由主義」である。その思想は、成功した者は努力した者であり、失敗した者は適応できなかった者であるという「適者生存」思想なので、「社会ダーウィニズム」なのである。

近年の日本においても社会ダーウィニズムが影響力を増しつつある。それは小泉純一郎政権の時代に「新自由主義」として語られていたが、能力があり努力を多くした者が多くの収入を得るという考え方に基づいていて、最高税率の引き下げと課税最低限の引き上げ等をおこなった。高齢者福祉に関しては受益者負担という考え方の下、個人負担の増大をおこなう改正をおこなった(その場合、社会全体で支えるという考え方は影を薄くしている)。このような思想においては、不適者の側に位置づけられた者に対して監視を行うことは論理的には当然のことになる。

「新自由主義」においては「自己責任」「受益者負担」が今までになく

強調されるが、それとは裏腹に、経営破綻を来たした銀行に対して公的資金が投入されるということも生じている。アメリカ社会(政治)は資本主義の権化であり、人は自分の福利は自分自身で獲得しなければならないという強い考え方方が定着しており、社会福祉を悪であるかのように考えるが、そのアメリカにおいて、最後の場面では、国家が企業を救済するのである。

2. 資本主義

社会の監視化は市場経済(資本主義)の特質とも深い関係がある。上に取り上げた対談で小倉利丸は、「監視カメラ市場が急速に拡大している。不安が商品化され、外国人や若者を根拠なく危険視する風潮を市場やビジネスが支えてしまっているのではないか。」と述べている。監視カメラの増加は、橋爪大三郎などが論じるように、単に社会における不安の増大に対応しているだけなのではなく、資本主義企業の利潤欲によって推進されている側面が大きいことを忘れてはならない。

監視社会では、政府が巨大な権力を持っているのは当然で、それは極めて重要なことであるが、国家のみが監視社会化を担っているのではなく、民間企業の役割も大きく、国家と民間企業が相互に補い合っている(小倉：26-32)。政府の権限の縮小、つまり規制緩和は、企業の役割を大きくし、企業を監視社会の主要な担い手にする。しかも、個人は、国家に対しては、納税者・有権者としての権利行使が出来ることになっているが、企業に対してはそのような権限を持たず、規制することはできない。

現代の監視社会化的原動力の一つである市場経済は巨大な規模に拡大している。2002年において、情報セキュリティ市場は90億円、警備業は2兆円、バイオメトリクス市場は47億円(その8割は指紋認証)、という隆盛ぐあいであった。より新しいデータとしては、マーケティング企業・富士経済によるものがあり(<https://www.fuji-keizai.co.jp/market/05020.html>)、2006年の市場規模予測では、ホームセキュリティ26億円、監視カメラ535億円、バイオメトリクス(生体認証)装置144億円、である。また、NPO日本ネット

ワークセキュリティ協会によると、情報セキュリティ市場合計の2006年度の推定実績値は5971億円、そのうち、情報セキュリティツールの市場は2924億円、情報セキュリティサービス市場は3047億円、と予測されている（NPO日本ネットワークセキュリティ協会『（経済産業省委託調査）平成20年度情報セキュリティ市場調査報告書』（2009年3月）。

監視ビジネスが自らの市場規模を増幅させる方法の一つは、監視対象というビジネス資源の枯渇を防ぎ、また監視の有効性を装う方法である（小倉：32）。すなわち、監視エリア内は安全だが、その外は安全度が低い、という、安全度の格差を強調する方法である。もう一つは、監視対象を「差別化して」新たな危険を「掘り起こす」ことである。すなわち、指紋認証入退出管理が導入された場合のように、今までの鍵による戸締まりでは安全でないかのように思わせて、より安全度の高いものを求めさせるのである。言い換えれば、監視ビジネスは、販路を拡大するために人びとを不安がらせるのである。

3. 日本社会の特性

現代のIT社会の監視問題は、伝統的なコミュニティーが持つ排他的差別的な価値観を前提として、伝統的な監視意識をより高度な技術によってより容易に、より広範囲・網羅的に実現しようとするものであると言われるが（小倉：16）、監視社会化の進行の度合いは、その社会がどのような特性を持った社会であるか、という点とも大きく関わっている。

筆者自身も、かつて、この点について論じたことがあった（小川：89-100）。日本社会では大正期以降、治安維持法体制が強化されるにつれて、人びとの行動のみならず思想までもが統制されるようになった。戸籍制度や教科書の国定・検定制度も社会の監視統制の度合いを強めた。そして、その影響は、第二次大戦が終了して60年以上経った現在もなお、完全になくなかったとは言えないようと思われる。そのような日本社会では、現代的な監視も容易に行われる。この点について以下に述べる。

日本社会には、(A)近代の社会全般に共通する、近代化の進展に伴って進行する管理社会化と、(B)日本社会に特有の、明治以降の近代化の影の側面である管理統制的傾向の二つがあり、後者が存在することによって、前者の近代的管理化が、より容易に進行すると考えられる。日本社会に特有の管理統制的傾向を生み出したものとして、治安法制、戸籍制度、教科書検定制度がある。

(1A)社会全般に共通する、近代化の進展に伴って進行する管理社会化の例としては、まず、組織の官僚制化による個人の行動の制約が挙げられる。近代社会において組織規模が拡大して行くにつれて、組織の合理化が図られ、運営規則の制定、職階の整備、文書記録の利用などが行われるようになつた。それによって、個人の恣意の排除、業務の一貫性、事務の正確性が図られるというメリットがあった。しかし、他方で、作られた規則が自己目的化することにより、先例主義や機械的対応、責任回避を特徴とする「官僚主義」が蔓延するというデメリットも生じた。

(1B)このような、組織と個人の関係による個人の行動の制約に類似したものとして、日本では、明治以降の統制主義的法体系があった。特に1900年の治安警察法と1925年の治安維持法の制定により、個人の自由な思考と行動が制約を受けた。これらの法は、国体と私有財産制度を脅かす者を弾圧することを当初の目的としていたが、その対象である社会主義者、無政府主義者だけではなく、後には労働運動家や、さらには自由主義者までをも取り締まるに至った。このことが社会全般、一般国民の間に与えた影響は大きく、戦後、それらの法体系が完全に否定された後にも、社会主義や、まして、労働運動に対してすら、反社会的な存在と見る見方が存続し、それらが支持を広げて社会に定着するのを妨げた。このことは、西ヨーロッパ社会において、社会民主主義政党や労働組合が市民の間に完全に定着していることと大きな違いを生んでいる。

(2A)コンピューターの発達による情報の一元化、また、そのことによる支配の可能性が拡大していることは上にも述べたとおりである。現在の

社会では、自分の情報が自分の知らない間に他者に知られている場合が増えている。その場合の他者とは、民間ではダイレクトメールの業者が典型であるが、国民総背番号制を担う国家もこれに当てはまる。

(2B)このような情報の一元化、特に国家による人民の情報の一元的把握は、戸籍制度によっても可能になる。戸籍制度は古代中国において、人民を支配するために有効な道具として作り出された。人民から兵と税を徴するためには、性別と年齢を知る必要があった。男は兵として取ることができたが、女はそうではなかった。税に関しても、農作物(=税)を多く作れるかどうかを判定するために、男女の別と年齢を知る必要があった。戸籍は日本にも伝わり、飛鳥時代に庚午年籍が作られ、その後、班田収授法において、6年ごとに戸籍を作り、口分田を与える基準とした。戸籍はその後、中国でも日本でも廃れたが、日本では明治5年に壬申戸籍として復活した。その目的は治安・徵兵・収税とされた。戸籍は現在ではそのような役割は持っていないが、親族意識を強めることによって、個人の行動に制約を加える作用を果たした。同じ戸籍に載っている一族から犯罪者を出すことは何よりも不名誉なことだという意識を定着させることによって犯罪の抑止に繋げようとしたし、「戸籍を汚す」として離婚も抑制された。また、現在ではそれは不可能になったが、かつて、就職や結婚の際に、戸籍を見ることにより、被差別地域の人々は差別を強められた。これらの点で戸籍は、人の行動を制約する役割を持っている。

(3A)メディアの発達により大量の情報が伝えられるようになり、それによって影響を受ける人びとの数が多くなった。極めて多くの人が同じ情報に接することにより、思考様式が画一化する恐れが拡大した。テレビの視聴率は、人口が1億人を超える日本では、1%が100万人に当たると言われている。よって、視聴率が10%あると、1000万人の人がそれを見ている可能性があり、その番組が何らかの思想を伝える場合には、その影響を受ける人数は数十万人単位の膨大な数になる。しかも、大手のメディアは視聴率や発行部数を高めるために、伝達内容を、より万人受けのするよ

監視社会化の背後にあるもの

うに平均的な内容のものにする傾向になり、 そうなると、 人びとに伝えられる思考様式は一段と齊一化する。

(3B) 教科書の国定や検定の制度は、 国民が学校で学ぶ基礎的な知識に國家が枠をはめることになる。明治時代には、 教科書の国定により、 教育勅語の精神や国体尊重の觀念を教え込み、 忠君愛國の思想を植え付けた。第二次大戦後の検定制度では、 日本国憲法の基本理念である民主主義や国民主権の理念を定着させることに成功しているが、 他面、 戦時中の中国大陸や朝鮮半島での日本軍の行動を教科書に載せることは避けられがちになっている。教科書の国定や検定は、 理科や数学などよりも歴史や道徳といった科目において、 より重視されている。このことは、 国民の意識全般のうちでも特に、 社会認識の形成に対して影響を及ぼそうとしていることを示している。

おわりに

本稿では、 監視社会化の進行は、 単に監視機器の機能の高度化から必然的に生じるのではなく、 その機器を如何に使うか(あるいは使わないか)の問題だと主張してきた。そして、 それを如何に使うかに関して、 政治権力のあり方と資本主義の特質に着目した。政治権力の保持者は自らの権力を恣意的に用い、 それを拡大しようとする傾向をもつ。そして、 被支配者に対して、 より支配を強めようとするが、 その際、 被支配者を監視する機器があれば、 それを利用しようとするのは自然である。また、 資本主義においては、 監視機器がビジネス上の利益をもたらすことが判れば、 それを利用しようとする。その方法の一つに、 社会における現実の危険を実際よりも過大なものとPRして監視機器の有効性を訴え、 それによって売り込みを強めることが含まれる。その際、 関心はあくまで利益があるので、 監視社会化が進行することの是非などを考えることはしない。このように考えられるので、 今後、 監視社会について、 より分析を深めるためには、 現代社

会の政治権力の実態について、その本質的特徴まで掘り下げて分析する必要があり、また、現在の資本主義経済のあり方に関しても、資本主義の本質に関わる部分にまで深めた分析が必要となる。これらは今後の課題である。

参考文献

- 青柳武彦, 2006, 『サイバー監視社会—ユビキタス時代のプライバシー論』, 電気通信振興会
- 足立昌勝監修, 2005, 『共謀罪と治安管理社会』, 社会評論社
- 阿部潔・成実弘至, 2006, 『空間管理社会—監視と自由のパラドックス』, 新曜社
- 五十嵐太郎, 2004, 『過防備都市』, 中央公論新社
- 石村耕治, 1994, 『納税者番号制とは何か』, 岩波書店
- 石村耕治, 2003, 『欧米の監視カメラ規制立法…監視カメラと市民のプライバシー』(白石他編著)
- 江下雅之, 2004, 『監視カメラ社会—もうプライバシーは存在しない』, 講談社
- オーウェル, G.(新庄哲夫訳), 1972, 『1984年』, 早川書房(George Orwell, 1949, Nineteen Eighty-Four)
- 大谷昭宏, 2006, 『監視カメラは何を見ているのか』, 角川書店
- 大屋雄裕, 2007, 『自由とは何か—監視社会と「個人」の消滅』, ちくま書房
- 小川賢治, 1989, 「二重の管理社会」, 『駿台フォーラム』第7号(駿台教育研究所)
- 小倉利丸, 2003, 「日本型監視社会に対抗するために」(白石他編)
- 川本敏郎, 2005, 『簡単便利の現代史』, 現代書館
- 穎穎厚, 2007, 『監視社会の未来』, 小学館
- 斎藤貴男, 2004, 『安心のファシズム 支配されたがる人びと』, 岩波書店
- 白石孝・小倉利丸・板垣竜太編, 2003, 『世界のプライバシー権運動と監視社会』, 明石書店
- 田島泰彦・斎藤貴男, 2006, 『超監視社会と自由—共謀罪・顔認証システム・住基ネットを問う』, 花伝社
- 橋爪大三郎・小倉利丸, 2003, 「対論 監視する社会」(朝日新聞2003年8月29日)
- 平田剛士, 2010, 『人生が見張られている！ ルボ・「孤独権」侵害の時代』, 現代書館
- メロッシ, D.(竹谷俊一訳), 1992, 『社会統制の国家』, 彩流社(Dario Melossi, 1990, The State of Social Control, Polity Press)
- モーリス＝スズキ, T.(辛島理人訳), 2004, 『自由を耐え忍ぶ』, 岩波書店

監視社会化の背後にあるもの

- やぶれっ！ 住基ネット市民行動, 2012, 『マイナンバーは監視の番号』, 緑風出版
- 山本節子, 2008, 『大量監視社会—マス・サーベイランス 誰が情報を司るのか』, 築地書館
- ヤング, J.(青木秀男他訳), 2007, 『排除型社会』, 洛北出版(Jock Young, 1999, The Exclusive Society, Sage)
- ライアン, D(河村一郎訳), 2002, 『監視社会』, 青土社(David Lyon, 2001, Surveillance Society : Monitoring Everyday Life, Open University Press)
- 同(田畠暁生訳), 2010, 『膨張する監視社会 個人識別システムの進化とリスク』, 青土社(David Lyon, 2009, Identifying Citizens, Polity Press)
- ライク, Ch · A, (広瀬順弘訳), 1998, 『システムという名の支配者』, 早川書房(Charles A. Reich, 1995, Opposing the System, Reed Business Information)